

分類コード	X－1－1－1－02
保存期間	10年(令和16年12月31日まで)

秋 本 生 企 第 3 4 2 号
令 和 6 年 5 月 3 0 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

特定古物商等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律の運用について（例規）
みだしのことについては、「古物商に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律の運用要領について（例規）」（平成20年2月29日付け秋本生企第95号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、所要の整備を行い、別添「特定古物商等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律の運用要領」のとおり運用することとしたので、事務取扱い上、誤りのないようにされたい。
なお、旧例規は廃止する。

この担当 生活安全企画課営業支援指導係
(☎3042～3045)

別添

特定古物商等に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律の運用要領

第1 定義

1 特定古物商等

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）

第2条第2項第43号に掲げる特定事業者のうち古物営業法（昭和24年法律第108号）

第3条の許可を受け古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商及び質屋営業法（昭和25年法律第158号）第2条第1項の許可を受け貴金属等の取引を行う質屋をいう。

2 疑わしい取引の届出

特定古物商等が、特定業務に係る取引について、当該取引において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるか、または顧客等が当該取引に関し犯罪収益等隠匿若しくは薬物犯罪収益等隠匿の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合に、速やかに公安委員会に行わなければならない届出をいう。

第2 疑わしい取引の届出の受理等

1 文書又は電磁的記録媒体による疑わしい取引の届出

(1) 警察署長（以下「署長」という。）は、特定古物商等から犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）で定める疑わしい取引に関する届出書又は電磁的記録媒体提出票（以下「届出書等」という。）の提出を受けたときは、速やかに生活安全部生活安全企画課長（以下「課長」という。）に報告した上、当該届出をした特定古物商等に届出受理書（別記様式第1号）を交付するものとする。

(2) 署長は、疑わしい取引の届出を受理したときは、疑わしい取引の届出受理簿（別記様式第2号。以下「受理簿」という。）に必要事項を記載し、特定古物商等から受理した届出書等を課長に送付した上、交付した届出受理書の写しを受理簿の後に編てつして保管するものとする。

(3) 課長は、署長から疑わしい取引の届出を受理した旨の報告を受けたときは受理簿に必要事項を記載し、送付された届出書等に通知書（別記様式第3号）を添付して速やかに警察庁生活安全局生活安全企画課に送付した上、当該届出書等の写しを受理簿の後に編てつして保管するものとする。

2 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用した届出

特定古物商等が電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用して疑わしい取引の届出を行った場合は、当該届出に係る情報の概要が警察共通基盤システムにより通知されることから、課長は、受理簿に必要事項を記載して当該概要を受理簿の後に編てつして保管するものとする。

3 届出書等の廃棄

課長及び署長は、当該届出に係る顧客の人定事項の確認等必要な調査が終結し、受理簿の保管期間が経過して保管の必要がなくなった場合は、受理簿に編てつした届出書等の関係書類の写しを速やかに廃棄するものとする。

第3 特定古物商等の監督

1 報告又は資料の提出要求

課長は、特定古物商等に対し、法第15条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めるときは、報告・資料提出要求書（別記様式第4号）を交付して行うものとする。

2 立入検査

課長及び署長は、次の場合に特定古物商等の営業所その他の施設（以下「営業所等」という。）に立入検査を実施するものとする。

- (1) 取引時確認義務を履行していない疑いがある場合
- (2) 確認記録の作成・保存義務を履行していない疑いがある場合
- (3) 取引記録等の作成・保存義務を履行していない疑いがある場合
- (4) 疑わしい取引の届出義務等を履行していない疑いがある場合
- (5) 法第15条に基づく報告又は資料の提出の求めに応じない場合
- (6) 法第18条に基づく是正命令を発した後に、その履行状況を確認する場合
- (7) その他特に必要と認める場合

3 立入職員の指定

- (1) 立入検査を実施する警察職員については次のとおりとする。
 - ア 生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に勤務する警察職員のうち、課長が指定する者
 - イ 警察署の生活安全課に勤務する警察職員のうち、署長が指定する者
 - ウ その他課長又は署長が、必要と認めて指定する者
- (2) 課長又は署長は、(1)により指定した警察職員に対し、規則第33条に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。
- (3) 立入職員の指定及び解除は、毎年定期人事異動の発令後、速やかに行うものとし、再指定を妨げない。
- (4) 法に基づき営業所等に立入検査を行う際は、立入職員として指定されている者の中から、生活安全部長（以下「部長」という。）が指定する者が行うものとする。
- (5) 立入検査に従事する警察職員に対しては、生活安全企画課に勤務する警察職員のうち、課長が指定する者が、あらかじめ、立入検査の手続、立入検査に当たっての着眼点、法令違反を発見した場合の措置等について所要の教養を実施すること。

4 立入検査時の留意事項

- (1) 身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。
- (2) 特定古物商等の正当な業務にできる限り支障が生じないようにし、特定古物商等に無用な負担を掛けないこと。
- (3) 立入検査は、当該立入検査を実施する営業所等の管理者又はこれに代わるべき者の立会いを得て実施すること。
- (4) 立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、立入りの場所、検査の対象とする物件並びに質問の相手方及び質問事項は、立入検査の目的以外には及ばないこと。
- (5) 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第26条第2号の規定により罰せられることから、相手方が立入検査に異議を申し立てようとする場合には、その旨を

説明して理解と協力を得られるようにすること。

5 違反認知の報告

署長は、特定古物商等について法における違反行為を認知したときは、速やかにその状況を違反事実認知報告書（別記様式第5号）により課長を経て部長に報告するものとする。

6 口頭指導等

署長は、特定古物商等に係る違反行為について、その内容が軽微と認めるとき、又は容易に是正できる見込みがあると認めるときは、当該特定古物商等に対して口頭により指導又は助言をするものとする。

7 勧告

- (1) 署長は、認知した特定古物商等に係る違反行為について、法第17条に規定する勧告をする必要があると認めるときは、上申書（別記様式第6号）により、課長を経て部長に上申するものとする。
- (2) 部長は、(1)の上申を受けて、勧告を行う相当の理由があると認めるときは、勧告書（別記様式第7号）を当該上申に係る署長を経て当該特定古物商等に交付するものとする。

8 是正命令

- (1) 署長は、認知した特定古物商等に係る違反行為について、法第4条、法第6条、法第7条又は法第8条の規定に違反し、法第18条に規定する是正命令を行う必要があると認めるときは、上申書に関係書類を添えて課長を経て部長に上申するものとする。
- (2) 部長は、(1)の上申を受けて是正命令を行う相当の理由があると認めるときは、是正命令書（別記様式第8号）を当該上申に係る署長を経て当該特定古物商等に交付するものとする。

9 勧告及び是正命令後の確認

署長は、特定古物商等が勧告又は是正命令に従い、違反状態の解消措置を講じた状況を確認し、その結果を確認書（別記様式第9号）により、課長を経て部長に報告するものとする。

別記様式第 1 号

秋 公 委 ○ 生 第 号
年 月 日

殿

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

届出受理書

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第 8 条第 1 項の規定に基づき疑わしい取引の届出を受理いたしました。

1 受理月日

2 受理方法

・ 文書 ・ 電磁的記録媒体

3 受理取扱者

所属

官職・氏名

印

別記様式第2号

疑わしい取引の届出受理簿(年)

所属

決 裁 欄				整理	受理	受理書	届 出 者		届出書等	通知書	終結	備 考
				番号	月日	番 号			形 態	番 号	月日	
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			
							事業者名		☐ 文書			
							所 在 地		☐ その他			

別記様式第3号

秋 公 委 生 企 第 号
年 月 日

国 家 公 安 委 員 会 殿

秋 田 県 公 安 委 員 会

疑わしい取引の届出について（通知）

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第8条第1項に基づく疑わしい取引の届出を受けたので、同法第8条第5項の規定により通知します。

- 1 届出受理月日
- 2 届出を行った特定事業者の名称
- 3 届出方法
 - ・ 文書 ・ 電磁的記録媒体

指令秋公委第 号

報告・資料提出要求書

住所又は居所
氏名又は名称

様

犯罪の収益の移転防止に関する法律第15条の規定により、
次のことについて報告
次の資料の提出
を求めます。

報告を求める内容又は提出を求める資料

報告又は資料提出の期限 年 月 日

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- (注) 1 不要の文字は横線で消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号

生 安 第 号
年 月 日

生 活 安 全 部 長 殿

警 察 署 長

違反事実認知報告書

営業所の名称		(古物・質屋)			
営業所所在地					
営 業 者	住 所				
	ふりがな 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
許 可		許可日	年 月 日	許可番号	第 号
違 反 行 為 の 種 別		1 本人確認義務等違反 2 本人確認記録の作成義務等違反 3 取引記録の作成義務等違反 4 疑わしい取引の届出等義務違反 5 その他			
端 緒					
違 反 の 概 要					
署 長 意 見		1 指導・助言 2 勧告 3 是正命令			

生 安 第 号
年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長

上 申 書

措 置 内 容		1 勧告 2 是正命令			
営 業 所 の 名 称		(古 物 ・ 質 屋)			
営 業 所 所 在 地					
営 業 者	住 所				
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)			
許 可		許可日	年 月 日	許可番号	第 号
違 反 の 種 別					
違反認知年月日					
違反事実の概要					
証 拠 資 料					
参 考 事 項					

秋 公 委 生 企 第 号

勸 告 書

住所又は居所
氏名又は名称

様

犯罪による収益の移転防止に関する法律第17条の規定により、次のとおり勧告する。

1 勧告の内容

2 理由

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

指令秋公委第 号

是 正 命 令 書

住所又は居所
氏名又は名称

様

犯罪による収益の移転防止に関する法律第18条の規定により、次のとおり是正を命令する。

1 是正の内容

2 理由

年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 印

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

生 安 第 号
年 月 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 殿

警 察 署 長

確 認 書

年 月 日付け 第 号により、犯罪による収益の移転防止に関する法律 第17条 の規定に基づき 勧告した 事項について、違反の解消措置を 第18条 是正を命じた 確認した結果は次のとおりであるから報告する。

記

営 業 所 の 名 称		(古 物 ・ 質 屋)			
営 業 所 所 在 地					
営 業 者	住 所				
	氏 名 生 年 月 日	年 月 日生 (歳)			
許 可		許可日	年 月 日	許可番号	第 号
確 認 年 月 日					
確 認 結 果					

(注) 不要な文字は二重線で消すこと。